



## 資料編





## 資料編

## 1. 真岡市子ども・子育て支援プラン 事業一覧

- 表中 新規等欄に「★」印がある事業は、令和2年度～令和6年度までに実施予定の新規事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「拡充」とある事業は、令和2年度～令和6年度までに拡充予定の事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「●」印がある事業は、平成27年度～平成31年度までに開始した事業を表しています。

## 第4章 次世代育成支援対策行動計画

## 基本施策1 生活・地域における子育て支援

## 1. 「もおかつ子」の普及活動

事業名	担当課	新規等
「もおかつ子」の普及活動	こども家庭課	★
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	

## 2. 子育てにおける相談・情報提供の充実

事業名	担当課	新規等
子育て世代包括支援センター	こども家庭課	●
子ども家庭総合支援拠点の整備	こども家庭課	★
第一・第二子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	こども家庭課	
障がい児者相談支援センター	社会福祉課	
生活困窮者自立相談支援センター	社会福祉課	
エンゼル広場	保育課	
もしもテレフォン相談室	保育課	
もおか健康相談24	国保年金課	
まちなか保健室ほっとステーション	健康増進課	
マタニティ・子育て相談会の開催	こども家庭課	
子育てモバイルサイトの充実	こども家庭課	●
もおか子育てガイドブックの充実	こども家庭課	●
ファミサポだよりの配布	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布	こども家庭課	●

## 3. 子育て支援ネットワークの強化

事業名	担当課	新規等
「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課	★
地域子育てサロン事業	こども家庭課	

事業名	担当課	新規等
こども食堂参入者への連携支援	真岡市社会福祉協議会	★
フードバンク参入者への連携支援	真岡市社会福祉協議会	★

#### 4. 子育てに関する経済的負担の軽減

事業名	担当課	新規等
児童手当	こども家庭課	
児童扶養手当	こども家庭課	
出産準備手当（マタニティ手当）	こども家庭課	
赤ちゃん誕生祝金	こども家庭課	
乳児紙おむつ購入助成券支給事業	こども家庭課	
妊産婦医療費の助成	こども家庭課	
こども医療費の助成	こども家庭課	拡充
養育医療費の助成	こども家庭課	
妊産婦健康診査費用助成の拡充	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	●
ファミリー・サポート・センター利用料助成	こども家庭課	●
幼児教育・保育無償化の制度	保育課	●
保育所（園）及び認定こども園の副食費の補助制度	保育課	●
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国保年金課	
奨学金制度	学校教育課	
就労者定住促進奨学金返還支援事業	学校教育課	
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	建設課	●
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課	
空き家バンクリフォーム補助	建設課	●
住宅ローンの金利優遇	建設課	●

#### 5. 子どもの健全育成

事業名	担当課	新規等
青少年健全育成連絡協議会運営支援	生涯学習課	
新・放課後子ども総合プランの推進	保育課 生涯学習課	
放課後子ども教室の充実	生涯学習課	
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な推進	生涯学習課 保育課	
放課後子ども教室における余裕教室の活用に向けた具体的方策	生涯学習課	
放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする児童への対応	保育課	
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	保育課	
放課後児童クラブの役割を向上させるための方策	保育課	
放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策	保育課	

## 基本施策2 母子保健医療体制の充実

### 1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
子育て世代包括支援センター【再掲】	こども家庭課	●
母子健康手帳の交付	こども家庭課	
妊娠保健指導の実施	こども家庭課	
産後ケアの充実	こども家庭課	●
産前・産後サポート事業	こども家庭課	★
産後ヘルパー事業	こども家庭課	★
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	こども家庭課	
低体重児・未熟児等訪問事業（養育支援）	こども家庭課	
乳幼児健診の充実	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	●
3歳児視覚検査の実施	こども家庭課	拡充
産後うつ病等の早期発見・対応	こども家庭課	●

### 2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
喫煙や薬物等に関する教育	学校教育課	
思春期教室の開催	学校教育課 こども家庭課	
教育相談	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	
スクールカウンセラーの配置	学校教育課	
心の教室相談員の配置	学校教育課	
学校支援相談員の配置	学校教育課	
適応指導教室	学校教育課	

### 3. 食育の推進

事業名	担当課	新規等
離乳食教育の開催	こども家庭課	
乳幼児健康診査での栄養指導	こども家庭課	
農作物の収穫体験や季節の野菜を食べるなどの事業	農政課	
小・中学校での食に関する学習を実施	学校給食センター	
郷土料理や行事食の継承	学校給食センター	

### 4. 小児医療体制の充実

事業名	担当課	新規等
子どもに関わる医療体制の充実	健康増進課	
もおか健康相談24【再掲】	国保年金課	
「かかりつけ医を持ちましょう」の啓発活動	健康増進課	
こども医療費の助成【再掲】	こども家庭課	拡充
養育医療費の助成【再掲】	こども家庭課	

事業名	担当課	新規等
予防接種の推進	健康増進課	

### 5. 不妊に対する支援の充実

事業名	担当課	新規等
栃木県不妊専門相談センターの周知	こども家庭課	
不妊治療費の助成	こども家庭課	

## 基本施策3 個性と創造性を育む教育の充実

### 1. 家庭教育の充実

事業名	担当課	新規等
家庭教育学級	生涯学習課	
育児講座等の開催	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布【再掲】	こども家庭課	●

### 2. 未就学児教育の充実

事業名	担当課	新規等
私立幼稚園運営費補助	学校教育課	●
私立幼稚園教諭研修費補助	学校教育課	●
認定こども園運営費補助	保育課	●
幼児教育連絡協議会	学校教育課 保育課	
保育士等就職支援金交付事業	保育課	●
幼児教育アドバイザーの配置・確保等	保育課	★

### 3. 学校教育の充実

事業名	担当課	新規等
基礎・基本の確実な習得	学校教育課	
複数担任制のための非常勤職員の配置	学校教育課	
学力向上推進研修会	学校教育課	
自然教育センター	自然教育センター	
科学教育センター	科学教育センター	
教育国際交流	学校教育課	
マイ・チャレンジ推進事業	学校教育課	
英語教育の充実	学校教育課	
英語検定・漢字検定補助	学校教育課	
イングリッシュ・サマーキャンプ	学校教育課	

### 4. 地域活動・交流の推進

事業名	担当課	新規等
家庭教育オピニオンリーダー養成研修	生涯学習課	
地域子どもすくすく元気事業	生涯学習課 こども家庭課	

## 5. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	担当課	新規等
有害図書等立入り調査	生涯学習課	
違法・有害情報の通報	市民生活課	

## 基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

## 1. 良質な居住環境の確保

事業名	担当課	新規等
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業【再掲】	建設課	
入居者募集案内の情報提供	建設課	
公営住宅の優先入居	建設課	
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	建設課	●

## 2. 安心して外出できる環境の整備

事業名	担当課	新規等
公共施設のバリアフリー化の推進	関係各課	
子育てにやさしい公共施設などの整備	関係各課	
マタニティマークの促進	こども家庭課	

## 3. 子どもたちの安全の確保

事業名	担当課	新規等
地域ぐるみで子どもを見守るための対策等	学校教育課	
防犯機器の所持を啓発	学校教育課	
防犯灯設置補助事業	市民生活課	
こども110番の家の協力依頼	生涯学習課	
真岡っ子をみんなで育てよう事業【再掲】	生涯学習課	
危機情報の共有体制の推進	学校教育課 保育課	
少年指導センター	生涯学習課	
交通安全教室の開催	市民生活課	
未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施	保育課	
通学路の指定及び安全の確保	学校教育課	
スクールガード	学校教育課	
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金【再掲】	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課	
ながら見守り隊（愛称：にこにこ見守り隊）	市民生活課	●

## 4. 子どもの遊び場の整備

事業名	担当課	新規等
総合運動公園子ども広場	スポーツ振興課	●
真岡駅子ども広場	こども家庭課	●
「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備【再掲】	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課	★
根本山自然観察センター	根本山自然観察センター	

## 基本施策5 家族生活と職業生活の両立の推進

## 1. 家庭生活における男女共同参画の推進

事業名	担当課	新規等
男女共同参画セミナー	生涯学習課	
講演会・研修会・講座等の開催	生涯学習課	
情報誌（アス）の配布	生涯学習課	
両親学級の開催	こども家庭課	
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	生涯学習課	
男性の家事促進	生涯学習課	

## 2. 子育てと仕事の両立支援の推進

事業名	担当課	新規等
保育施設における保育内容の充実	保育課	
中小企業勤労者元気アップ支援事業	商工観光課	
働きやすい職場づくりの普及啓発	商工観光課 生涯学習課	
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	商工観光課 生涯学習課	

## 基本施策6 援護を必要とする子育て家庭への支援

## 1. 児童虐待防止対策の強化

事業名	担当課	新規等
子ども家庭総合支援拠点の整備【再掲】	こども家庭課	★
要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	
家庭児童相談室	こども家庭課	
養育支援訪問事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	●
児童虐待防止の普及啓発	こども家庭課	
里親制度の普及啓発	こども家庭課	
特別養子縁組制度等の普及啓発	こども家庭課	



## 2. 障がい児施策の推進

事業名	担当課	新規等
教育相談会の開催	学校教育課	
教育支援委員会の開催	学校教育課	
特別支援教育支援員の配置	学校教育課	
発達支援教室「遊びの教室」の開催	こども家庭課	
心理発達相談の実施	こども家庭課	
4歳児発達相談「のびのび発達相談」の実施	こども家庭課	
ことばの教室の開催	こども家庭課	
放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ	保育課	
放課後等デイサービス	社会福祉課	
児童発達支援サービスの提供	社会福祉課	
保育所等訪問支援	社会福祉課	
医療型児童発達支援の提供	社会福祉課	
児童入所支援	社会福祉課	
障がい児相談支援の提供	社会福祉課	
こども発達支援センターひまわり園	社会福祉課	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	社会福祉課	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	社会福祉課	
医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク	社会福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課	

## 3. ひとり親家庭等の自立支援

事業名	担当課	新規等
児童扶養手当【再掲】	こども家庭課	
母子・父子自立支援員による相談支援	こども家庭課	
婦人相談員による相談支援	こども家庭課	
高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課	
ひとり親家庭医療費の助成	こども家庭課	拡充
遺児手当	こども家庭課	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県）	こども家庭課	

## 4. 外国籍の子ども・家庭への支援

事業名	担当課	新規等
外国籍の家庭への行政サービス情報の提供	市民生活課	★
外国人の子どもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実	保育課	★
子育てモバイルサイトの充実【再掲】	こども家庭課	●
外国籍の妊婦への相談支援	こども家庭課	★

## 基本施策7 結婚に向けた支援

### 1. 出会いに向けた支援

事業名	担当課	新規等
結婚希望者への結婚相談会の開催	出会い結婚サポートセンター	
婚活イベント等の開催	出会い結婚サポートセンター	
婚活セミナーの開催	出会い結婚サポートセンター	
とちぎ結婚支援センター登録料補助事業	出会い結婚サポートセンター	

### 2. 結婚相談員への活動支援

事業名	担当課	新規等
結婚相談員への活動支援	出会い結婚サポートセンター	
広域での結婚相談員の情報交換や研修への参加	出会い結婚サポートセンター	

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 基本施策8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

#### ■教育・保育事業

事業名	担当課	新規等
教育・保育事業	保育課	

#### ■地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	新規等
利用者支援事業	こども家庭課	●
地域子育て支援拠点事業	こども家庭課	
妊産婦健康診査	こども家庭課	
乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課	
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	●
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	こども家庭課	
一時預かり事業	こども家庭課	
延長保育事業	保育課	
病児保育事業	保育課	
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育課	

## 第6章 子どもの貧困対策推進計画

## 基本施策9 子どもの貧困対策の推進

## ①早期発見のための取組の強化

事業名	担当課	新規等
家庭児童相談室【再掲】	こども家庭課	
子育て世代包括支援センター特定妊婦の早期発見	こども家庭課	●
保育所（園）入所時の面接・入所後相談	保育課	
幼稚園での相談	学校教育課 保育課	
小・中学校での相談	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーによる相談	学校教育課	
ひとり親家庭自立支援相談	こども家庭課	
地域と連携による早期発見	学校教育課 こども家庭課	

## ②生活の安定に資するための支援の充実

事業名	担当課	新規等
生活福祉資金貸付事業	真岡市社会福祉協議会	
社会福祉金庫貸付事業	真岡市社会福祉協議会	
緊急用食料等給付事業	真岡市社会福祉協議会	

## ③教育支援の充実

事業名	担当課	新規等
生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業	社会福祉課	
就学援助制度	学校教育課	
奨学金制度【再掲】	学校教育課	
就労者定住促進奨学金返還支援事業【再掲】	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整	学校教育課	

## ④保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

事業名	担当課	新規等
生活困窮者の就労支援	真岡市社会福祉協議会	
ひとり親家庭の就労支援	こども家庭課	
高等職業訓練促進給付金等事業【再掲】	こども家庭課	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業【再掲】	こども家庭課	

## ⑤経済的支援の充実

事業名	担当課	新規等
児童扶養手当【再掲】	こども家庭課	
ひとり親家庭医療費の助成【再掲】	こども家庭課	拡充
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県）【再掲】	こども家庭課	
ファミリー・サポート・センター利用料助成【再掲】	こども家庭課	●
生活保護	社会福祉課	

事業名	担当課	新規等
多子世帯への支援	関係各課	
助産制度	こども家庭課	

## ⑥支援体制の支援・充実

事業名	担当課	新規等
貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制の整備	関係各課	
子ども家庭総合支援拠点の整備【再掲】	こども家庭課	★
スクールソーシャルワーカーによる相談支援	学校教育課	
要保護児童対策地域協議会【再掲】	こども家庭課	
こども食堂参入者への連携支援【再掲】	真岡市社会福祉協議会	
フードバンク参入者への連携支援【再掲】	真岡市社会福祉協議会	

## 2. 真岡市子ども・子育て会議

### (1) 真岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日

条例第 26 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、真岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 真岡市子ども・子育て会議 委員委嘱名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏名	選出区分	所属・役職等	備考
1	水沼 隆	事業者	真岡市立真岡小学校長	
2	○仲島 大	事業者	西真岡保育園理事長	副会長
3	宇南山 照元	事業者	芳賀地区幼稚園連合会副会長 (認定こども園真岡ひかり幼稚園長)	
4	中里 信昭	事業者	真岡保育所長	
5	石井 ゆかり	事業者	真岡市学童保育連絡協議会支援員	
6	高山 久恵	事業者	真岡市保育ママ連絡協議会会長	
7	青木 圭太	保護者	真岡市 PTA 連絡協議会会長	R1.5.15 まで
	東泉 磨希			R1.5.16 から
8	水澤 良輔	保護者	西真岡保育園後援父母会代表	
9	伊沢 伸一	保護者	認定こども園真岡ひかり幼稚園父母の 会会長	
10	渡邊 賢	保護者	真岡市学童保育連絡協議会会長	
11	吉羽 由佳	事業主	真岡商工会議所青年部会員	
12	田口 輝明	労働者	真岡市勤労者懇談会推薦委員	
13	中里 公子	学識経験	民生委員児童委員協議会主任児童委員	R1.11.30 まで
	菅又 英子			R1.12.1 から
14	関上 佳代子	学識経験	学識経験者	
15	◎横田 康子	学識経験	学識経験者	会長
16	七海 朱美	学識経験	真岡市議会民生文教常任委員会委員長	R1.5.14 まで
	春山 則子			R1.5.15 から
17	井田 由梨	公募	公募委員	
18	齋藤 知里	公募	公募委員	
19	高橋 智美	公募	公募委員	
20	三澤 一之	公募	公募委員	

※「◎」は会長、「○」は副会長

### 3. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会

#### (1) 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会設置規定

(設置)

第1条 真岡市次世代育成支援対策行動計画及び真岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定にあたり基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所轄事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所轄事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。
- 3 部会長にはこども家庭課長、部会員には別表第2に掲げる課にあって、協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長 市民生活部長 産業部長 建設部長 教育次長
総合政策課長 市民生活課長 こども家庭課長 保育課長 健康増進課長
社会福祉課長 商工観光課長 建設課長 学校教育課長 生涯学習課長

別表第2 (第5条関係)

総合政策課 市民生活課 こども家庭課 保育課 健康増進課 社会福祉課
商工観光課 建設課 学校教育課 生涯学習課



## 4. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定経過

年 月 日	事項	内容
平成30年10月23日	第1回子ども・子育て会議	計画の策定（概要）について
平成31年 1月7日～2月1日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	【対象】 就学前児童保護者、小学生保護者、 中学生保護者、中学生本人、妊婦本人
平成31年3月26日	第2回子ども・子育て会議	ニーズ調査結果（速報）について 計画の策定（概要）について
令和元年5月17日	第1回専門部会	計画素案（総論の部分）について
令和元年5月24日	第1回策定委員会	
令和元年6月21日	第1回子ども・子育て会議	
令和元年8月30日	第2回専門部会	計画素案（総論・各論の部分）について
令和元年10月3日	第2回策定委員会	
令和元年11月15日	第2回子ども・子育て会議	
令和2年 1月6日～1月24日	パブリックコメント*の実施	計画原案の周知、意見募集
令和2年2月10日	第3回子ども・子育て会議	パブリックコメントの結果について

## 5. 用語集

### 【あ行】

育児休業	子どもが1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで申出により育児休業の取得が可能（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）。また、産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても申出により再度の育児休業取得が可能【パパ休暇】。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。
M字カーブ	女性の年齢別就業率を見ると、結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。
オレンジリボン	子ども虐待防止のシンボルマークとして、子どもへの虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。なお、女性への暴力の根絶や、膵臓がんの啓発と撲滅をはじめとするパープルリボンというものもある。

### 【か行】

核家族	一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。
学習障害（LD）	Learning Disabilities 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。
家庭児童相談室	家庭相談員が子ども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受ける相談機関。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）・保育園のこと。
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。市民と行政が協力してまちづくりに取り組むことなどに用いられる。
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育て世代包括支援センター	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。本市では、令和3年度に設置を予定している「子ども家庭総合支援拠点」との連携を図りながら支援を展開する。</p>
こども110番の家	<p>誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者から子どもを守るために、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストアなどの協力により設定された緊急避難場所。</p>
子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」          ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）          ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
子ども・子育て支援新制度	<p>「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。</p>
子ども家庭総合支援拠点	<p>地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワークとして保有し、相談・ソーシャルワーク対応ができる組織・機能。地域の資源を有機的につなぐ役割。</p>
子どもの最善の利益	<p>子どもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則であり、国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において基本原則として掲げられている。</p> <p>子どもの権利は、大きく分けて以下の4つである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる権利：すべての子どもの命が守られること。</li> <li>・育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること。</li> <li>・守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること。</li> <li>・参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。</li> </ul>

## 【さ行】

里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。
産後うつ病	出産後に抑うつ症状が現われる病気。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童相談所	県の相談機関として子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところ。
自閉症	生まれつき脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような3つの領域全てにおいて一定の基準以上の障がい認められる人が自閉症と診断される。①対人関係が薄く社会性の発達が悪い②言葉をはじめとするコミュニケーションがうまくとれない③行動、興味が限られていたり、強いこだわりをもつ。
就業率	15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。
相対的貧困	貧困の定義は、大きく「相対的貧困」と「絶対的貧困」に分かれ、相対的貧困とは、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指し、世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のこと。絶対的貧困とは、人間として最低限の生存を維持することが困難な状態を指す。

## 【た行】

注意欠陥多動性障害（ADHD）	落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴がある。
特別養子縁組制度	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立。

## 【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい その他これに類する脳機能の障がい、通常低年齢において発現する。
パブリックコメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
バリアフリー化	子ども、妊産婦、障がい者、高齢者等誰もが不自由なく、社会生活を営む上で物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を取り除こうという考え方。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。
PDCAサイクル	計画の推進において、Plan（計画の策定）Do（計画の実行）Check（実施状況の確認・評価）Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。
病児・病後児保育	病児保育とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。 病後児保育とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
不妊	健全に性行為があって一定期間妊娠しない場合。
放課後子ども教室	すべての就学児童を対象として小学校の余裕教室等を活用して、放課後等に学習支援や活動を行う事業。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業であり、国の新・放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備を推進している。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する場。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となるもの。

母子保健コーディネーター	専任の保健師・助産師等が、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談を受け、切れ目のない支援を実施する専門職。
--------------	---

## 【や行】

ユニバーサルデザイン	「年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備する」という考え方。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護支援を目的として、情報の共有など関係機関の連携を図り対応していくために設置される組織。

## 【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	--

## 真岡市子ども・子育て支援プラン

真岡市次世代育成支援対策行動計画（第4期）

真岡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

真岡市子どもの貧困対策推進計画（第1期）

〈未来を築く元気な『もおかっ子』を育てるまち〉

令和2年3月

発 行 真岡市

編 集 真岡市 健康福祉部 こども家庭課

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電 話 0285-83-8131（直通）

F A X 0285-82-2340





NO.1 ICHIGO CITY



**MOKA**

子育て支援でオンリーワン

